

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成24年4月19日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成24年4月19日（木曜日）

午前10時17分開議

午前10時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 熊本県知事の給与の特例に関する条例の制定について

議案第4号 専決処分の報告及び承認について

議案第5号 専決処分の報告及び承認について

出席委員（8人）

委員長 池田和貴

副委員長 東充美

委員 早川英明

委員 氷室雄一郎

委員 荒木章博

委員 鎌田聡

委員 中村博生

委員 重村栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 駒崎照雄

政策審議監 岡村範明

政策審議監 鷹尾雄二

総務税務局長 倉永保男

人事課長 古閑陽一

財政課長 浜田義之

税務課長 渡辺克淑

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井隆彦

政務調査課主幹 板橋徳明

午前10時17分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから、第2回総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に、付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、駒崎総務部長から総括説明をお願いします。

駒崎総務部長。

○駒崎総務部長 総務部の駒崎でございます。

池田委員長、東副委員長を始め委員の先生方には、今後よろしくお願い申し上げます。

時間が限られておりますので、早速、議案の説明を申し上げます。

今回提案しております議案は、熊本県知事の給与の特例に関する条例の制定並びに税条例の一部改正等2件の専決処分の報告及び承認についてでございます。

この後、それぞれ担当の課長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○池田和貴委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いしたいと思います。

古閑人事課長。

○古閑人事課長 人事課でございます。委員会資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案熊本県知事の給与の特例に関する

る条例の制定についてでございます。

2ページの条例案の概要で御説明をいたします。

まず、1の条例制定の趣旨でございますが、知事の給料月額及び期末手当の額につきまして、今回特例を設けるといふものでございます。

2の条例内容についてですが、(1)にありますように、1期目と同様給料月額の30%、期末手当の10%、年額にして約500万円を削減するものでございます。

(2)の実施期間についてでございますが、この4月から26年3月までの2年間でございます。

施行期日は公布の日からとし、適用は平成24年4月1日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

条例改正に係る2件の専決処分につきまして、御報告を行い、承認を求めらるものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

第4号議案は、熊本県税条例の改正に係る専決処分の報告及び承認についてでございます。資料14ページの概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨といたしましては、我が国の経済成長の実現に向けました平成24年度税制改正に係る地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものでございますが、地方税法と県税条例の内容にそごが生じ、県民生活に支障を来すことのないよう関係法律の公布と合わせて3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したものでございます。

改正内容といたしましては、(1)不動産取得税につきましては、良質な住宅の建設等を促進するためのアからエに記載しております特例措置を延長するもので、アは新築住宅を

宅地建物取引業者等が取得したとみなして課税する期間を住宅新築から1年経過後に緩和する特例、イは住宅用土地に係る税の減額措置について土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を3年に緩和する特例、ウは長期優良住宅に認定された新築住宅について課税標準から控除額を1,300万円とする特例、エは住宅及び土地の取得に係る標準税率を3%とする特例でございます。

(2)自動車取得税につきましては、ア及びイは環境性能にすぐれた自動車の普及促進を図るためのいわゆるエコカー減税等について燃費基準の見直しを行った上で3年間延長するもの、ウは過疎路線用のバスの取得に係る非課税措置を2年間延長するものです。

また、高齢者や障害者などの社会参加しやすい環境を整備するため、バリアフリー対応バス等の取得に対する課税標準の特例措置を創設しております。

(3)軽油引取税につきましては、船舶や農林業に使用する軽油の免税措置を3年間延長するものでございます。

最後に(4)自動車税につきましては、環境対策の観点から環境負荷の小さい新車を取得した場合、その翌年度の税額を軽減するとともに、一定期間経過した自動車については、逆に税額を上乗せする、いわゆるグリーン化特例を2年間延長するものです。

続きまして説明資料の15ページをお願いいたします。

第5号議案は、熊本県税特別措置条例の改正に係る専決処分の報告及び承認についてでございます。

16ページの条例の概要で御説明申し上げます。

改正の趣旨は、ただいま御説明いたしました県税条例の改正と同様でございます。

改正内容といたしましては、過疎地域等での工場誘致や中心市街地の活性化等のために0.4%に軽減している不動産取得税の税率に

ついて0.3%とする特例措置を3年間延長するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○池田委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、質疑は付託議案に関するものみに限らせていただきたいと思います。

委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

○荒木章博委員 この500万というのは、2年間で500万ですか。

○古閑人事課長 1年で500万でございます。2年間で1,000万でございます。

○荒木章博委員 これは、県職員はもう今年度で終わったわけですかね。

○古閑人事課長 今御指摘のとおり、今年3月で終了いたしております。

○荒木章博委員 これは、また県職員まで波及するということは将来ないでしょうね。

知事がこれだけ減額をされたということでは。

○古閑人事課長 今回の知事の給与削減につきましては、知事が1期目と同じような心構えで臨むというようなことで今回給与削減措置を行うものでございます。

職員につきましては、いわゆる波及をさせるというものではないというふうに理解しておりますし、その旨につきましては、知事も会見の席上公言をされておられます。

○荒木章博委員 全国の知事さんは、どのくらいの都道府県でこういう取り組みをされているんですかね。

○古閑人事課長 本年4月1日現在で全国で38団体が知事の給与削減措置を行っているという状況でございます。

○荒木章博委員 それと、その利率ですね、利率というかパーセントですね、それは全国平均、38都道府県の関係でどのくらいの位置にあるかということをお教えてください。

○古閑人事課長 給与の30%といたしますのは、全国で最も厳しい率となっております。

○荒木章博委員 厳しいというのは。

○古閑人事課長 一番高い率になっております。

○荒木章博委員 一番高い率ということですね。

○古閑人事課長 期末手当につきましては、各県ちょっと幅がございます。

一番多いところでは50%から本県と同じように10%のところもございます。

○荒木章博委員 非常にこの数値というのは高く、知事も大変苦勞されると思うんですよ。

知事がマニフェストを発表されたときに、これは、日航ホテルかな、そこでこの30%、10%と、削減ということを表明された。その場所があんまり僕は好ましくなかったのは、政治資金パーティーだったんですよ。そこで2,000万、3,000万の、どのくらいの金額になっているかわからないけど、1,000万か

2,000万か3,000万の利益を生じるところの中で、パーセンテージを出されたということにはですね。ちょっと私は本末転倒だなと、時期を考えられるべきじゃないかなというふうに私は思うんですね。

ですから、話の中には、知事が、家内が5時過ぎに行くと、スーパーに行って半額の品物を買って、刺身を毎日食べるからそれを食べてるんですよとかね、非常に市民や県民には同情をわくような話なんです。

しかし、それだけの気持ちを持ってされるならばですよ、私は本会議で今度言いますけどね、そのくらいの気持ちでやられるなら、やっぱもう少し、これ、下げられたらいいなと私は思います。

やっぱね、みんな選挙カーがマイク持っていくところ行くところ、家内がスーパーに行って買ってます、買ってます、そして、また自分は、下げます。県民は、それはあんまり好ましくないと思うんですよ。

知事は、知事らしい生活態度をしてほしいと思います。そして、またそれと違って政治資金というのがあるわけですから、使い方は制限はありますけれど、それだけの資金は入っているわけだから。そういうところで、やっぱりこういう今回の給与の月額30%削減というのは今後、2年後はもう少し緩和されるべきではないかというふうに要望して終わります。

○池田和貴委員長 わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで議案に対する質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号及び第5号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午前10時29分開会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長